

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(新設)

			資料番号	4 - 6	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第 3 7 条 の 7 第 5 項	不 利 益 処 分 の 種 類	調査員養成研修を行う者の指定の取消し	

○介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）

（調査員の要件）

第 3 7 条 の 7 法第 1 1 5 条 の 3 7 第 2 項 の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

4 第 1 項 の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 法人であること。

二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第 1 項 の指定を取り消すことができる。